

「緊急事態宣言の延長」を受けた当社の対応について

株式会社兼松 KGK（以下、当社）は、5月4日に政府から発出された緊急事態宣言の延長を受け、5月31日まで下記勤務体制で事業継続を図ってまいります。

記

1. 特定警戒都道府県所在の事業所

原則在宅勤務体制を継続いたします。

対象事業所は、以下の通りです。

東京本社、西東京営業所、横浜営業所、埼玉営業所

関西支店、京都営業所、播磨営業所

中部支店、金沢営業所

福岡営業所

2. その他の地域所在の事業所

原則通常勤務体制に戻しますが、状況に応じて適宜、時差出勤、時短勤務、在宅勤務等の体制で事業を継続いたします。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上